(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街の空き店舗を飲食店等の商業施設及びコミュニティスペース等の滞在型施設(以下「商業施設等」という。)として利用し、及び活用する事業を支援することにより、商店街におけるにぎわいの創出を図り、もって歩いて楽しいまちづくりを推進するため、当該空き店舗を商業施設等として利用し、及び活用するために改修しようとする者に対し、米子市商店街空き店舗活用支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則(平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き店舗」とは、従来は店舗として利用していたが、おおむね1年以上店舗として利用されていない状態にある物件をいう。

#### (補助事業者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、空き店舗の所有者又は空き 店舗に入居する事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者
    - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。イにおいて同じ。) 又は暴力団員 (同条第6号に規定する暴力団員をいう。イにおいて同じ。)
    - イ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者
  - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
  - (3) 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱(平成18年4月1日 施行)第2条に規定する市税等を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

#### (補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助事業者が元町通り 商店街(市道元町通り線のうち、県道米子停車場線から市道本通り東線に交差するまでの区間)及び 本通り商店街(市道本通り東線のうち、市道元町通り線から一般国道9号線に交差するまでの区間) の路線(この条において「対象路線」という。)に接する空き店舗の商業施設等への改修であって、 次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 給排水設備の新設又は増設を伴う改修(米子市上下水道局が指定する指定給水装置工事事業者又は排水設備指定工事店が工事を実施するものに限る。)を行うこと。
  - (2) 対象路線に面して店先を構え、及び来店者のための出入口を設けていること。
  - (3) 補助対象事業の完了後6か月以内に出店し、又は営業を開始し、及び3年以上継続する事業計画を有すること。

### (補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、補助事業者が、補助対象事業の実施について、国、他の地方公共団体その他の団体から金銭の交付を受ける場合には、当該金銭の交付の対象となる経費は、補助対象経費から除くものとする。
  - (1) 給排水設備本体及び当該給排水設備本体の設置に伴い必要となる部材等に係る経費

- (2) 給排水設備及び当該給排水設備を設置することに伴う個室、壁等の設置に係る経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の交付等)

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に3分の2 を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額)とする。ただし、50万円を限度とする。
- 2 補助事業者は、補助対象事業を実施する空き店舗が存する商店街の振興組合等に対し、当該補助対象事業の実施計画についてあらかじめ説明を行うよう努めるものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定に係る審査において必要があると認めるときは、補助対象事業を実施 する空き店舗が存する商店街の振興組合等に意見を照会し、及びその意見を審査の参考とすることが できる。
- 4 補助対象事業の実施により設置した給排水設備等は、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、撤去し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 5 補助金の交付の決定を受けることができる回数は、一の補助事業者につき、1回に限るものとする。

(交付の申請)

- 第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象事業を実施しようとする日の20日前までに、規則第6条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。
  - (1) 米子市商店街空き店舗活用支援事業実施計画書(別記様式第1号)
  - (2) 米子市商店街空き店舗活用支援事業収支予算書(別記様式第2号)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の遂行状況等の報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、その理由及び当該補助対象事業の 遂行の状況を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに、規則第18条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。
  - (1) 米子市商店街空き店舗活用支援事業実績報告書(別記様式第1号)
  - (2) 米子市商店街空き店舗活用支援事業収支決算書(別記様式第2号)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

附則

この要綱は、令和7年4月 日から施行する。

年度 米子市商店街空き店舗活用支援事業実施計画書(実績報告)書

1	補助事業者の概要

名	称	
代表者	職氏名	
所 右	地	
連絡推	当 者	
連絡	先 先	<ul><li>電 話 番 号</li><li>メールアドレス</li></ul>
区 (どちらかに)	分 をすること。)	物件所有者 / 入居する事業者

# 2 補助事業の概要

補助	事業	実施	場所										
	事業に 給 お												
事及	業 び	目目	的標										
事	業	内	容										
事	業	効	果										
実	施	期	間		年	月	日	から	年	月	月	まで	

# 3 入居計画

			名				称	
			代	表	者職	迁氏	名	
入	居	者	所		在		地	
	占	1	連	絡	担	当	者	
			連		絡		先	電 話 番 号
			建		形台		兀	メールアドレス
店舎	#等名称・	量号						
事	業内	容						
入	居 予 定	日						
従 (経	業 員 営者本人を含む	数:。)						
	亥事業に関う ・略歴	ナる						

	※期首、期末の日付き	記入	第一期 ( / ~		第二期	/ )	第三期 ( / ~	/ )
	売上額 (①)							
	売上原価 (②)							
	粗利益 (③=①-②	2))		Ì				
事業の売上・利益計	経費(人件費・広告							
画	宣伝費等) (④)							
	営業利益(⑤=③-④	9)						
	営業外損益(⑥)							
	経常利益(⑦=⑤+⑥	3))						
	法人税等(⑧)							
	当期利益(⑨=⑦-⑧	3))						
対象顧客及び市場規 模								
	①予定客1人当たりの	)客単価						
予定客単価と客数								
	②予定客数(1日当た	<b>こり)</b>						
				念需要				
		第一	一期	1	第二期		第三期	
	①設備投資							
	②その他							
事業の資金計画	合 計							
(資金需要、資金調		t.t.		念調達			tr	
達)	± → V= A	第一	一期	Ĵ	第二期		第三期	
	自己資金							
	借入れ							
	補助金その他							
	合 計							
A 22								
今後の事業展開予定								
今後の事業展開予定								
今後の事業展開予定 その他特記事項								

## 4 経費区分及び調達方法

事業	経費区分	経費項目		補助対象	象経費	説 明 (積算根拠)
区分	性 頁 凸 刀	社員次日		市	その他	
			円	円	円	
	合	計				

### 添付資料

- (1) 対象物件の現況図面及び写真等(事業実績が分かる図面、写真等)
- (2) 工事見積書(工事契約書)等
- (3) 事業工程表 ※交付申請時のみ
- (4) 賃貸借契約書の写し ※実績報告時のみ
- (5) 補助対象経費の支払を証する書類 ※実績報告時のみ

計

	補助事業者	<u>.</u>		
四本の切(岩田 牡布				_
収入の部(補助対象	R栓貨に係る部分/			(単位:
科目	金額	摘	要	
<u></u>				
計				
	・経費に係る部分)			(畄庁・
支出の部(補助対象		摘	要	(単位:
	<ul><li>・経費に係る部分)</li><li>金額</li></ul>	摘	要	(単位 :
支出の部(補助対象		摘	要	(単位:
支出の部(補助対象		摘	要	(単位 :
支出の部(補助対象		摘	要	(単位 :
支出の部(補助対象		摘	要	(単位:
支出の部(補助対象		摘	要	(単位:
支出の部(補助対象		摘	要	(単位:
支出の部(補助対象		摘	要	(単位: